

(別紙2)

審査の結果の要旨

論文提出者氏名 大下理世

本論文「連邦大統領ハイネマンとドイツにおける民主主義の伝統」は、ドイツ連邦共和国の歴史的転換期といわれるブランド政権時代に第三代連邦大統領を務めたグスタフ・ハイネマンを対象に、この人物が戦後ドイツの民主主義の深化と発展にいかに関与しようとしたのか、大統領就任の前後それぞれの時期の言動に注目して論証するものである。従来のハイネマン研究の多くが伝記的研究であり、政治史の文脈で語られる場合でもその複雑な政党遍歴を辿る研究がほとんどであるのに対して、本論文は経験史研究の手法を駆使して、ヴァイマル民主制の解体からナチ独裁、敗戦と占領下の再建、東西分断という自身の体験が、戦後ドイツの困難な現実と相俟って、ハイネマンの民主主義理解に大きな影響を及ぼし、「自由で民主的な秩序」の定着を求める大統領の取り組みに方向性を与えたことを明らかにした。

本論文で用いられる主な史料は、ハイネマンの演説を含む全著作、手紙、日記などの遺稿の他、ドイツ連邦文書館（コーブレンツ）所蔵の連邦大統領府文書、フリードリヒ・エーベルト財団（ボン）所蔵の社会民主党文書である。

本論文は序章と終章を含めて六つの章から成っている。

序章では、本論文を貫く問題意識と課題の設定、先行研究の成果と課題、使用する史料の細目が示された後、アプローチの手法としての経験史、そして本論文の鍵概念となる「長い六十年代」、「成熟した市民」、「成功史」などについて考察が加えられる。

第一章「大統領就任以前のグスタフ・W・ハイネマン」では、第二帝政期に生まれ、ヴァイマル期・ナチ期を経て、戦後アデナウアー政権で内相を務めたハイネマンが、首相との対立から職を辞し、全ドイツ党創設の後、社会民主党に入党、キージンガー大連合政権の法相を経て、連邦大統領に選出（1969年）されるまでの経歴が詳細に描かれる。ここでは、ハイネマンがドイツ分断の固定化に繋がるアデナウアーの西側結合・再軍備政策に反対してドイツ統一を訴える一方で、基本法の定める「自由で民主的な秩序」と法治国家原則、議会制民主主義の定着に全力を傾注していたことが明らかにされる。

第二章「第三代連邦大統領（1969-1974）」では、ハイネマン大統領選出の経緯が検討された後、社会の民主化・リベラル化に向けた大統領の多面的な取り組みの内実が分析される。ここでは、ハイネマンがブランド首相の東方外交と内政改革に道義的支援を与えていたこと、そこにはナチズムの過去に対するハイネマン自身の責任意識があったことなどが指摘されている。「市民大統領」の異名をとったハイネマンは国民に直接話しかける演説を好み、民主主義のあるべき姿を具体的に語ったが、ここではその語りの政治的含意を分析しつつ、大統領の主張に反対したキリスト教民主・社会同盟など保守

派政治家の批判に検討が加えられる。ハイネマンは、ドイツ官憲国家の歴史に由来するとされる国民の「臣民根性」を、自立した政治主体としての個人によって成り立つ市民社会の障害物と捉え、その早急な克服の必要性を粘り強く訴えていたことが明らかにされる。

第三章「ハイネマンと民主主義の伝統」では、歴史にまつわるハイネマン大統領の取り組みが考察される。ハイネマンは、これまで「挫折した革命」として否定的に捉えられてきた1848/49年革命にむしろ積極的な意義を見出し、これをドイツ民主主義の源流に位置づけようとした。この背景には、革命運動に関与したハイネマン家の経験があったことが示される。さらに大統領の呼びかけで実現したラシュタット博物館（「ドイツ史における自由を求める運動のための想起の場」）の設置の経緯、歴史論文コンクールの企画から実施まで、ハイネマン、大統領府、関係部署、歴史学者などとのやりとりを分析することで、ハイネマン大統領がいかなる啓蒙的、教育的意図をもってこの事業に関わったのかが明らかにされる。また歴史を重視する大統領の姿勢は、学校教員や歴史学者の共感と支持を得る一方で、「歴史の政治利用」としてこれに反発した歴史家たちの厳しい批判の声を分析している。

第四章「ハイネマンと分断国家としての連邦共和国」では、ハイネマン大統領が東西二つのドイツの並存を前に国民に何を訴えようとしたかが論じられる。ここでは、ハイネマンのドイツ帝国創設百周年記念演説に検討が加えられ、大統領がその日を祝賀すべき記念日とすることを避けたのは、旧帝国を理想化するナショナリズムが、漸く出来上がった連邦共和国の民主主義の土台を掘り崩す可能性があると考えていたからだとしている。ハイネマンは、アデナウアー時代にドイツ統一に固執した自らの態度を改め、いまや暫定性を払拭した分断国家の現状を容認したが、その背景には「成熟した市民」に支えられた連邦共和国の民主主義に対する高い評価と自信があったとしている。

終章では、本論文を要約した上で序章の課題への回答を結論として提示している。

本論文の学術的意義は次の四点にまとめられる。

第一に、本論文は、ハイネマンに関する近年の個人史研究の成果を踏まえ、その生涯を貫く政治的基本理念の特徴と歴史認識のあり方を明らかにした上で、ハイネマンの思想的中核をなす民主主義理解の変遷を実証的に描出した。さらに本論文では、主な対象時期にあたる「長い六十年代」を、産業構造の急激な変化を背景に社会の各分野で既成制度への問い直しが進み、民主主義の理解をめぐる深刻な対立が顕在化した時期と捉え、ハイネマン大統領の多様な取り組みをこの文脈において精査した。このことによつて本論文は、従来のハイネマン研究の枠を超える重要な貢献となった。

第二に、本論文は、基本法が謳う「自由で民主的な秩序」の社会的浸透を図ったハイネマンの取り組みにおいて、ドイツ史に内在する民主主義の伝統、とりわけ1848/49年革命の集合的記憶が度々引き合いに出されたことを指摘している。こうした「歴史の政治利用」について、その可能性と限界、問題点を学校教員、歴史学者、メディアの両義

的な反応を視野に入れて掘り下げたことで、ホロコーストに関心が集中しがちな現代ドイツ記憶研究に新たな地平を拓いた。

第三に、本論文は、ハイネマンの民主主義の訴えには戦後初期の「戦う民主主義」から大統領就任後の「参加と共同決定」の民主主義へと重心の移動が認められるとしている。そしてその要因は、ハイネマンが当初抱いた大衆民主主義への疑念が、「長い六十年代」を通じて解消し、議会制民主主義の定着とそれを下支えする自立的市民の成長にハイネマンが確信をもつに至ったことにあると指摘している。ハイネマンの民主主義理解の重心の変化を追究することで、ハイネマンを取り巻くドイツ連邦共和国の政治と社会の移りゆきが浮き彫りになった。

第四に、本論文は、基本法が定める憲法機関である連邦大統領の職務・職権の運用に関して、第三代大統領ハイネマンを事例にその実態を明らかにした。本論文ではテオドーア・ホイス初代大統領との比較分析がなされており、現代ドイツの大統領研究に道を拓く試みとなった。

審査委員会では、本論文が従来の研究史の欠落を埋め、ドイツ現代史研究の新たな境地を拓く優れた歴史研究であるという点で委員全員が一致した。豊富な史料とその丹念な扱い、各章で取り上げられる論点の掘り下げ、記述の的確さも高い評価を得た。

その一方で、不十分な点もいくつか指摘された。議論がドイツ国内に留まっており、とくに西欧諸国との関係について言及が見られない点、ハイネマンと社会民主党との関係、とりわけゴースベルク綱領との関係が論じられていない点、ハイネマン大統領の取り組みが後代の連邦大統領に及ぼした影響、あるいは70年代後半以降の新しい社会運動の隆盛との関係がほとんど論じられていないなどの点が指摘された。

しかしながら、これらの指摘はいずれも提出者が今後の研究で取り組むべき課題を示すものであって、本論文の高い学術的な水準と価値を損なうものではない。したがって本審査委員会は、本論文が博士（学術）の学位を授与するに相応しいものと認定する。